

職員の給与に関する報告

令和2年11月

宮城県人事委員会



宮人委第221号
令和2年11月16日

宮城県議会議長 石川 光次郎 殿
宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県人事委員会
委員長 千葉 裕一

職員の給与に関する報告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙のとおり報告します。

報

告

別紙

報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において、特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月30日に、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、本年4月1日現在で「令和2年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は21,261人（一般行政職員5,882人、警察官3,792人、教諭等10,929人、研究員等288人、医師・薬剤師等370人）で、平均給与月額（給料月額、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は389,935円（うち平均給料月額

345,851円) となっている。

民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の平均給与月額が361,661円(うち平均給料月額324,452円) となっている。

なお、総務省が実施した平成31年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する本県職員の給料を、ラスパイレ方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は、平成31年4月1日時点において99.9となっている。

(職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(令和2年10月30日) I 参照)

II 民間給与の状況

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の970事業所(「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業)のうちから、258事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く209事業所について、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種8,395人及び教員、研究員等の32職種266人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を詳細に調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、82.3%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

2 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では25.7%(昨年33.0%)、高校卒では19.2%(同19.5%)となっており、双方とも昨年を下回る結果となっている。

また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が大学卒では56.0%(同41.8%)で昨年に比べて14.2ポイント増加し、高校卒では57.0

%（同30.9%）で26.1ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合については、大学卒では42.2%（同58.2%）で16ポイント減少、高校卒では40.5%（同69.1%）で28.6ポイント減少し、減額した事業所は大学卒では1.8%、高校卒では2.5%だった（同大学卒、高校卒ともになし）。

（職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告（令和2年10月30日）Ⅱ 参照）

（参考資料 民間給与関係 参照）

Ⅲ 本年の月例給に関する職員給与と民間給与との比較

前記の「令和2年職員給与実態調査」及び「令和2年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職に類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウエイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、別表に示すとおり、民間給与は364,561円、職員給与が364,673円で、職員給与が民間給与を平均112円（0.03%）上回っている。

Ⅳ 人事院の給与に関する報告の概要

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与について報告した。

その概要は、次のとおりである。

報告の骨子

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢

を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

V むすび

1 本年の月例給の改定方針

前記Ⅲのとおり、本年4月時点で、職員の月例給は、民間給与を112円(0.03%)上回っている。

公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないこととする。

2 給与制度における今後の課題

地方公務員の定年引上げを見据え、本県においても、60歳前の給与カーブを含む高齢層職員の給与水準の在り方等について、引き続き検討していく必要がある。

別表 民間と県職員との給与の比較

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
364,561円	364,673円	△112円 (△0.03%)

(注) 民間，県職員ともに，本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

参 考 资 料

目

次

民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	2
第1表 産業別，規模別調査事業所数	4
第2表 職種別，学歴別，企業規模別初任給	5
第3表 民間における平均給与額等（比較職種等）	6
第4表 民間における平均給与額等（再雇用者）	10
第5表 民間における初任給の改定状況	12

民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- イ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ロ 民間企業における給与改定の状況等
- ハ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ニ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ハ及びニに関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)イ及びロに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- (1)イ及びロに関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- (1)ハ及びニに関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

3 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

4 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類である「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（宗教及び外国公務に該当するものを除く。）」に分類された970事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係職種12職種）

5 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記4(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により24層に層化し、これらの層から258事業所を無作為に抽出し調査を行った。

今回の報告の基礎となった調査においては、調査完了したものが209事業所、企業規模・事業所規模が対象外であることが判明したものが4事業所、調査不能なものが45事業所であった。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を

除いた254事業所に占める調査完了率は82.3%であった。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

6 集 計

(1) 調査実人員

調査実人員は、初任給関係（令和2年4月新卒採用の従業員）の12職種558人（このうち行政職に相当する調査実人員552人）、初任給関係以外（前記新卒採用従業員以外の従業員）の32職種8,103人（このうち行政職に相当する調査実人員7,843人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は50,372人であり、このうち、行政職に相当するものは48,724人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表

産業別，規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	5,000人以上	3,000～4,999人	1,000～2,999人	500～999人	100～499人	50～99人
		事業所 209	事業所 30	事業所 16	事業所 27	事業所 23	事業所 80
産業計							
農業，林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業，採石業， 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	26	2	3	4	5	6	6
製造業	69	8	6	5	5	33	12
電気・ガス・ 熱供給・水道業	3	2	1	0	0	0	0
情報通信業	9	1	1	2	1	3	1
運輸業，郵便業	27	2	2	2	4	11	6
卸売業，小売業	22	1	2	7	1	9	2
金融業，保険業	7	5	0	0	1	1	0
不動産業， 物品賃貸業	1	0	0	0	0	1	0
学術研究，専門・ 技術サービス業	3	0	0	2	0	1	0
宿泊業， 飲食サービス業	3	0	0	0	1	1	1
生活関連サービス 業，娯楽業	1	0	0	0	0	1	0
教育，学習支援業	8	0	0	0	4	3	1
医療，福祉	2	1	0	0	0	1	0
複合サービス業	12	7	0	3	0	1	1
サービス業	16	1	1	2	1	8	3

(注) 抽出した県内258事業所のうち，規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が49あったため，209事業所の調査となった。

第2表

職 種 別, 学 歴 別, 企 業 規 模 別 初 任 給

職 種	学 歴	初 任 給 月 額				
		全企業規模 平 均	企業規模500人 以上	企業規模100人 以上500人未満	企業規模 100人未満	
事 務	新 卒 事 務 員	大学卒 196,912円 [195,652円]	200,190円 [199,782円]	189,494円 [185,623円]	※193,869円 [※249,167円]	
	短大卒	※171,103円 [165,045円]	— [※171,241円]	※164,947円 [※161,269円]	* [※150,000円]	
	高校卒	159,515円 [160,869円]	※167,215円 [※150,546円]	158,318円 [161,631円]	— [※160,226円]	
技 術 関 係	新 卒 技 術 者	大学卒 208,129円 [207,216円]	211,275円 [212,543円]	198,562円 [195,298円]	— [199,161円]	
	短大卒	179,783円 [181,621円]	181,146円 [183,469円]	175,721円 [※173,974円]	— [※179,750円]	
	高校卒	166,675円 [158,313円]	167,402円 [160,409円]	159,953円 [155,311円]	※167,040円 [—]	
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	204,413円 [201,629円]	207,951円 [206,560円]	195,581円 [189,428円]	※193,869円 [205,317円]	
	短大卒	178,968円 [175,634円]	181,146円 [180,253円]	173,164円 [166,657円]	* [※164,875円]	
	高校卒	165,796円 [159,286円]	167,398円 [159,912円]	159,039円 [158,768円]	※167,040円 [※160,226円]	
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学卒 ※240,600円 [※229,567円]	— [—]	※240,600円 [※229,567円]	— [—]	
	新 卒 研 究 補 助 員	短大卒	— [※188,400円]	— [—]	— [※188,400円]	— [—]
		高校卒	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大学卒	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

4 []内は、平成31年調査の結果である。

第3表

民間における

その1 県職員給与と民間給与との比較職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	令和2年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
事務・技術関係職種	支店長	21人	53.5歳	764,930円	663円
	工場長	12	54.3	714,650	0
	事務部長	219	52.9	647,847	1,229
	技術部長	135	52.9	601,707	2,947
	事務部次長	58	52.3	668,964	414
	技術部次長	42	52.0	641,289	7,712
	事務課長	587	49.9	587,092	20,015
	技術課長	409	48.9	542,717	4,334
	事務課長代理	227	46.6	457,731	30,282
	技術課長代理	148	47.9	531,649	38,396
	事務係長	608	45.4	443,303	43,481
	技術係長	425	46.4	508,559	76,097
	事務主任	622	39.8	359,295	29,176
	技術主任	383	41.8	469,533	85,134
事務係員	2,193	35.9	301,696	36,275	
技術係員	1,754	36.7	342,926	58,890	

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤

平均給与額等

(A)-(B)	備考	対応級
764,267	円 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
714,650	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
646,618	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
598,760		行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
668,550	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
633,577	中間職（部長－課長間）	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
567,077	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級, 8級 企業規模100人以上500人未満
538,383		行政職5級, 6級 企業規模100人未満 行政職5級
427,449	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	企業規模500人以上 行政職5級, 6級 企業規模100人以上500人未満
493,253	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職	行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
399,822	係長等の職名を有する者又はライン職でない係 長級専門職	企業規模500人以上 行政職3級, 4級 企業規模100人以上500人未満
432,462		行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
330,119	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下を有する者	企業規模500人以上 行政職2級（一部は3級, 4級） 企業規模100人以上500人未満
384,399	係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任	行政職2級（一部は3級） 企業規模100人未満 行政職2級（一部は3級）
265,421		
284,036		行政職1級

手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

その2 その他の職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	令和2年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	10人	57.9歳	696,102円	6,363円
	大学教授	55	51.2	630,652	10,825
	大学准教授	36	46.9	527,036	7,162
	大学講師	9	45.4	468,107	0
	大学助教	*	*	*	*
	高等学校校長	*	*	*	*
	高等学校教頭	5	52.6	547,034	0
	高等学校教諭	58	44.6	441,874	0
研究関係職種	研究所長	0	—	—	—
	研究部(課)長	13	50.4	584,228	9,953
	研究室(係)長	15	44.7	515,578	84,794
	主任研究員	28	47.5	467,999	82,022
	研究員	23	35.8	370,975	60,545
	研究補助員	0	—	—	—
技能労務関係職種	電話交換手	*	*	*	*
	自家用乗用自動車運転手	0	—	—	—
	守衛	*	*	*	*
	用務員	4	51.7	330,172	11,706

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
689,739 円	
619,827	
519,874	
468,107	
*	
*	
547,034	
441,874	
—	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
574,275	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
430,784	構成員3人以上の室(係)の長
385,977	下記研究員より上位の者(上記職名を有する者を除く。)
310,430	
—	
*	見習, 外国語の電話交換手を除く。
—	
*	
318,466	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第4表

民間における

再雇用者

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	令和2年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
支店長		0人	—歳	—円	—円
工場長		0	—	—	—
事務部長		15	61.6	421,410	0
技術部長		6	63.7	377,238	6,136
事務部次長		*	*	*	*
技術部次長		0	—	—	—
事務課長		5	62.4	455,626	0
技術課長		5	60.8	434,188	2,631
事務課長代理		0	—	—	—
技術課長代理		*	*	*	*
事務係長		4	63.5	308,281	0
技術係長		7	61.7	288,385	22,949
事務主任		3	62.9	228,743	10,215
技術主任		4	61.7	349,531	52,671
事務係員		168	62.1	260,012	13,037
技術係員		209	62.1	251,637	16,772

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

平均給与額等

(A)-(B)	備 考
円 —	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
—	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
421,410	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
371,102	
*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
—	
455,626	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
431,557	
—	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
*	
308,281	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
265,436	
218,528	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
296,860	
246,975	
234,865	

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第5表

民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	25.7 [33.0]	(56.0) [41.8]	(42.2) [58.2]	(1.8) [0.0]	74.3 [67.0]
	500人以上	32.0	(61.0)	(39.0)	(0.0)	68.0
	100人以上500人未満	23.8	(51.8)	(42.4)	(5.8)	76.2
	100人未満	10.3	(28.2)	(71.8)	(0.0)	89.7
高校卒	計	19.2 [19.5]	(57.0) [30.9]	(40.5) [69.1]	(2.5) [0.0]	80.8 [80.5]
	500人以上	21.0	(75.1)	(24.9)	(0.0)	79.0
	100人以上500人未満	19.1	(40.5)	(52.2)	(7.3)	80.9
	100人未満	14.1	(20.7)	(79.3)	(0.0)	85.9

(注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、平成31年調査の結果である。

